注　記

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

・退職一時金に充当される運営費交付金　・・・費用進行基準

・プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金・・・業務達成基準

・文部科学省が指定する「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	7～50年
工具、器具及び備品	3～15年

なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数を用いております。また、受託研究等収入によって購入した固定資産については、当該研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（追加情報）

退職給付引当金の計上基準改定に伴い、当事業年度より、病院収入で雇用される承継外常勤職員の退職給付引当金を計上しております。

この結果、人件費は76百万円増加し、経常収益、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ同額減少しております。

4．賞与引当金の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源が措置される場合には、賞与引当金は計上しておりません。

また、運営費交付金により財源が措置されない場合には、職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券について償却原価法（定額法）を採用しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権・債務は、期末日の直物為替相場に円換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

土地及び建物について、近隣の賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成24年3月末利回り（0.985%）により計算しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

12．財務諸表の表示単位

財務諸表は円単位で表示しております。

（追加情報）

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成24年1月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成24年3月30日最終改訂）を適用しております。

（会計方針の変更）

従来、運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準として退職一時金については費用進行基準を、「特別教育研究経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準又は費用進行基準を採用し、その他については期間進行基準を採用しておりましたが、平成23事業年度よりプロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金について業務達成基準を採用しております。

この変更は、客観的に業務の達成度が把握可能なプロジェクト研究等において、その業務費支出と運営費交付金から得られる効果についての対応関係をより明確にするために行ったものです。この結果、従来の方法によった場合に比べ運営費交付金収益は230百万円減少し、経常収益、当期純利益及び当期総利益はそれぞれ同額減少しております。

（固定資産の減損会計）

減損の兆候及び減損の認識を行ったものはありません。